

津市教育振興ビジョン後期基本計画(案)に対する意見募集の結果について

No.	ページ	該当箇所等	意見の概要	意見に対する考え方
1	72～73	施策2 不登校児童生徒への支援	<p>津市の教育ビジョンには、国によって2016年に定められた「教育機会確保法」の記述が「前期・後期」ともありません。どのような根拠によって不登校児童生徒への支援を計画されているのでしょうか。</p> <p>三重県は、教育機会確保法に基づいたビジョンを作成していますが、課題もあります。そこで、当NPOは県に対して「教育機会確保法に基づいた不登校支援施策の充実を求める請願書」を提出し、先日、三重県議会において全会一致で採択されました。</p> <p>津市におかれましては、国の法律・通知・報告書、三重県議会での採択に基づいた「不登校児童生徒への支援」を作成されることを希望します。</p> <p>三重県への請願内容で、津市に該当すると考えるのは以下の4点です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、フリースクールを利用する保護者への家計支援</li> <li>2、学校が出席扱いとなるフリースクールへの財政支援</li> <li>3、教育機会確保法及び文科省通知・報告書に基づいた不登校支援施策の策定</li> <li>4、「教育機会確保法」に基づくフリースクール等の情報提供</li> </ol> <p>※詳しくは県の請願をご覧ください。  <a href="https://www.pref.mie.lg.jp/KENGIKAI/000125230-01_00102.htm">https://www.pref.mie.lg.jp/KENGIKAI/000125230-01_00102.htm</a></p>	<p>不登校児童生徒数の増加にともない、本市においても津市教育振興ビジョン後期に「不登校児童生徒への支援」として施策項目を新たに追加しました。</p> <p>施策作成にあたりましては、平成28年文部科学省より発出の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(以降「教育機会確保法」)や様々な通知文書を基に、今後の5年間を見通した支援計画を策定しているところでありますが、このことをより明確にするために、「ア 不登校児童生徒等の学習機会を確保するために、平成28年12月に「教育機会確保法」(※1)が制定されました。この法の趣旨をふまえ、不登校児童生徒への支援は「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援を行うことにより、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することをめざす必要があります。」を追記いたします。</p>
2	72	<p>&lt;前期基本計画における施策の成果と現状と課題&gt;                      上から10行目                      ウ・・・☆教育支援センターやフリースクール等の関係機関と連携した支援を行う必要があります。</p>	<p>☆の部分に、連携の目的を明確にするために「多様な教育機会の確保のために」という文言を追加。</p>	<p>不登校児童生徒の一人一人のニーズに応じた対応につなげるため、教育の機会確保だけが全てではないと考えております。文面にあります「関係機関」と連携した支援には、教育の機会の確保だけではなく、福祉・医療と連携した訪問等も含まれるため、既存の記述でご理解をお願いします。</p>
3	72	<p>&lt;前期基本計画における施策の成果と現状と課題&gt;                      上から12行目                      エ・・・不登校児童生徒に寄り添い、☆共感的理解と受容に基づく支援ができるよう・・・</p>	<p>この教育ビジョンには、教育機会確保法にある「休養の必要性」という重要な文言がありません。「休養」に罪悪感を抱くことのないように、☆の部分に、「休養の必要性を踏まえ、」を追加。</p>	<p>&lt;前期基本計画における施策の成果と現状と課題&gt;に、ア「不登校児童生徒等の学習機会を確保するために、平成28年12月に「教育機会確保法」(※1)が制定されました。この法の趣旨をふまえ、不登校児童生徒への支援は「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援を行うことにより、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することをめざす必要があります。」を追記しました。この中の「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援には、様々な状況にある児童生徒に対して、休養の必要性を含めた個々の状況に応じた支援をしていくことを含めていますので、既存の記述でご理解をお願いします。</p>
4	72	<p>&lt;主な取組&gt;                      項目の上から8行目                      ①・・・支援に加え、<u>通所できない子どもたち</u>に対しても・・・</p>	<p>「できない子」という表現は、否定的です。支援は自己否定感につながらないことが重要です。しかも教育機会確保法には「子どもの意志を尊重した支援」と書かれています。下線部分を「通所を望まない子どもたちに対しては」に変更。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「通所できない子どもたち」から「自宅等にいて支援を必要とする子どもたち」に見直します。</p>

No.	ページ	該当箇所等	意見の概要	意見に対する考え方
5	73	<p>&lt;主な取組&gt; 上から1行目 ②・・・支援センター指導員、・・・指導主事等で構成された・・・</p>	<p>学校関係者、教育行政の関係者のみで支援体制の強化を図ることは疑問です。教育機会確保法にある「民間の団体との相互の密接な連携」による支援体制のために、下線部分を「・・・指導主事、フリースクール等で構成」に変更</p>	<p>本会議は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育支援センター職員、関係する学校職員等が、不登校児童生徒の個々の事案について情報を共有するとともに、支援について検討する場であり、個人の機微な情報を扱う関係から既存の記述でご理解をお願いします。</p>
6	73	<p>&lt;主な取組&gt; 上から2行目 ②・・・「不登校対策チーム会議」・・・</p>	<p>対策は「悪いこと」を対象としているので、下線部分を「支援」や「対応」に変更。</p>	<p>対策という言葉は、必ずしも「悪いこと」だけを対象としているものではないととらえています。国の文書、法律等にも「対策」という言葉を用いている場合がありますが、不登校児童生徒を支援するという観点から「支援」がより適切と考えますので、「不登校対策チーム会議」から「不登校支援チーム会議」へ見直します。</p>
7	73	<p>&lt;主な取組&gt; 上から6行目 ②・・・☆教職員のカウンセリングマインドの向上・・・</p>	<p>国の法律や報告書では、「教育機会確保法の周知・浸透」を重点的に実施すべきと示しています。教職員への周知・浸透のために、☆の部分に「教育機会確保法を周知するための研修」を追加。別の項目として作るのもよいと考えます。</p>	<p>教育機会確保法の周知・浸透を図ることは必要ととらえていることから、「教職員のカウンセリングマインドの向上や個々の子どもに応じた支援の方法について学ぶ研修会を実施します。」から「教育機会確保法及び基本指針の周知・浸透を図るとともに、教職員のカウンセリングマインドの向上や個々の子どもに応じた学習機会と支援の在り方について学ぶための研修会を実施します。」に見直します。</p>
8	72～73	<p>施策2 不登校児童生徒への支援</p>	<p>該当する項目がないため、どこかへ記述を追加 文科省は、教育機会確保法を施行した後、「学校復帰が前提」の文言が入る4つの旧通知を撤回しています。これによって、「学校復帰に捉われない不登校支援」の方向が明確に示されました。 旧通知が撤回されていること、若しくは「学校復帰に捉われない不登校支援」を、どこかに記述する必要があります。 この記述がない場合は、「社会的自立に向けた支援」に「学校復帰」が前提であると誤解する教職員・保護者が従来同様に多くいるように考えます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「ア 不登校児童生徒等の学習機会を確保するために、平成28年12月に「教育機会確保法」(※1)が制定されました。この法の趣旨をふまえ、不登校児童生徒への支援は「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援を行うことにより、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することをめざす必要があります。」を追記いたします。</p>